

# 仕様書

## 1 業務名

令和元年度地域まちづくり人材育成事業

## 2 業務の目的

札幌市市民まちづくり活動促進条例第7条第1項に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された、札幌市市民まちづくり活動促進基本計画の第3期基本目標2に掲げる「運営体制強化」を実現するため、まちづくり活動団体において複雑・多様化する課題に対応できる人材の育成を行うとともに、第3期基本目標1に掲げる「参加促進」を実現するため、市民がまちづくり活動を体験できる機会を提供することにより、幅広いまちづくり活動への市民の参加促進を図ることを目的とする。

## 3 業務の内容

### (1) コーディネーター等育成プログラムの運営

#### ア コーディネーター等育成セミナーの実施

##### ア) 内容

まちづくり活動を行う団体に対して、様々な資源を活用するためにコーディネートやアドバイスを行った経験や実績を持つ方、また、自分自身の持つ技術・技能等を、まちづくり活動のために活かしたいと考えている方等に対し、コーディネートやファシリテーションに関する知識やノウハウ等について習得することを目的としたセミナーを企画し開催すること。

##### イ) 対象及び回数

20名程度の市民等を対象に、3コマ程度のセミナーを開催すること。

<開催例> ・10名×3コマ×2回 ・20名×3コマ×1回

#### イ コーディネーター等体験派遣の実施

##### ア) 内容

上記(1)アの参加者を、実際にまちづくり活動団体に派遣し、参加者自身の持つ技術・技能等に加え、セミナーで習得した知識やノウハウ等を活用する機会を提供することにより、コーディネーター等として体験を行うことができるよう支援すること。また、派遣先となるまちづくり活動団体について、委託者と相談の上、決定し、派遣に係る調整を行うこと。

#### イ) 対象及び回数

上記(1)アの参加者を対象とし、派遣回数については、2回程度開催すること。

### (2) まちづくり活動体験プログラムの運営

#### ア まちづくり活動体験プログラムの実施

##### ア) 内容

様々な市民に対して、まちづくり活動を気軽に体験できる機会を提供するために、NPO や任意団体等が行うまちづくり活動に市民が参加できる体験プログラムを実施することとし、体験機会を提供するNPO や任意団体等を募集するとともに、体験プログラムに参加する市民を募集すること。

また、体験プログラムに参加した市民に対して、まちづくり活動に関する情報を入手するための方法をまとめたリーフレットを作成するなどして、市民まちづくり活動への継続的な参加につなげるための情報提供を行うこと。

#### イ) 対象及び回数

合計50名程度の市民を対象に、まちづくり活動に体験できる機会を5回程度提供すること。

### (3) 運営の準備及び運営

上記(1)～(2)に係る参加者の募集、講師の調整及び確保、会場の確保、運営等、開催に係る業務一切を行うこと。なお、参加者の募集にあたり、後述する「6 成果品(1)ア」に定める募集チラシ及び募集ポスターを作成するとともに、SNS等の媒体を用い、広く周知すること。

### (4) 取りまとめ業務

上記(1)～(3)の実施状況を記録して事業成果を取りまとめるとともに、今後の事業展開に向けた課題や改善点等について提案を盛り込んだ内容の報告書を印刷作成すること。

## 4 運営にあたっての留意事項

### (1) 講師の選定

上記3の業務を行うにあたり、まちづくり活動に携わる人材の育成について、講演や実践の実績を有する等、経験豊富な講師を選定するよう努めること。

### (2) アンケートの実施

上記3の業務全てにおいて、参加者や関係する団体等に対してアンケートを行い、集約結果を可視化し、効果測定をすること。

### (3) 過去事業からの発展性

上記3の(1)については、本市がこれまで実施した「平成28～30年度地域まちづくり人材育成事業」の内容を踏まえ、より発展性を持たせた業務計画を作成すること。

## 5 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

## 6 成果品

### (1) 成果品及び納品時期

成果品は次のア及びイとし紙媒体の他、電子媒体(CDまたはDVD等)により、委託者が指定する時期に提出すること。なお、電子媒体により納品する電子データについては、ホームページ上で配信可能なPDF形式データのほか、後日、編集が可能な形式(Illustrator、Microsoft Word等)を用意することとし、電子媒体のフォーマット及びファイル形式等はWindowsに対応したものであること。

ア 募集チラシ及び募集ポスター

イ 業務実績報告書

### (2) 納品場所

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市市役所本庁舎13階南側)

## 7 特記事項

- (1) 事業の周知広報等のために印刷物を配布する場合は、札幌市が指定するライラックマークの掲載が必要となることから、事前に協議すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用しないこと。
- (3) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (4) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等につ

いて、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと、

- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。  
成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 本業務の遂行にあたって、万が一クレーム等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (9) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (10) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。